

第20回大阪府市統合本部会議

1 開催日時

平成25年4月23日（火） 13：00～13：45

2 場所

ホテルプリムローズ大阪2階 鳳凰東の間

3 出席者（名簿順）

松井 大阪府知事、橋下 大阪市長、小西 大阪府副知事、植田 大阪府副知事

京極 大阪府副市長

山口 大阪府市統合本部事務局長、東山 大阪府市統合本部事務局長次長

阿形 大阪府市統合本部事務局次長

堺屋 特別顧問、吉川 特別参与

堀井 大阪府財務部副理事、吉田 大阪府政策企画部企画室政策課長

村上 大阪府総務部法務課長、岡本 大阪府財務部行政改革課長

池上 大阪府政策企画部政策調査担当部長、望戸 大阪府政策企画部企画室政策調査担当課長、

東中 大阪府市政改革室総合調整担当課長、吉村 大阪府市政改革室総合調整担当課長

4 議事概要

（山口事務局長）

それでは、ただいまから第20回の大阪府市統合本部会議を開催させていただきます。以後座ってやらさせていただきます。

本日は、堺屋特別顧問と吉川特別参与に御出席いただいております。その他の方々につきましては、申しわけありませんが、時間の都合からお配りをしています出席者名簿にかえさせていただきますと思います。

なお、毎回のお願いですが、この会議はインターネットで生中継しておりますので、御発言の際は必ずマイクを通して御発言いただきますようお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。本日の議題ですけれども、お手元の次第のとおり協議事項1件でございます。大阪府市規制改革会議（仮称）についてということでございます。円滑に協議を進めていきたいと思っておりますので、御協力よろしくお願いいたします。

それでは、早速説明をお願いしたいと思います。大阪府の財務部、堀井副理事よりよろしくお願いいたします。

（堀井財務部副理事）

大阪府財務部副理事の堀井でございます。

大阪府市規制改革会議（仮称）の設置について、御説明いたします。

府市ではこれまで、それぞれで条例規則の点検・見直しや、サービス改善の取り組みを進めてまいりましたが、成長行政改革や、住民サービスの改善を進めていくためには、まだまだ国でも自治体でも、住民・民間目線に立った規制改革を進める必要がございます。

国では、新政権誕生と同時に規制改革を柱とする取り組みの推進を打ち出しされております。府市におきましても、年初めの知事、市長の号令に端を発し、大阪の改革のために必要な規制改革と、行政サービスの改善策を府市共同で検討し、具体化していくため、2月8日の府市統合本部で規制サービス改革部会を設置したところでございます。

その後、府市の企画、あるいは行政改革のセクションで合同チームを編成し、上山顧問、吉川参与、余語顧問にアドバイスをいただきながら、企業や経済団体、府民・市民あるいは府市の職員などへのアンケートやヒアリングなどを通じまして、改革すべき規制案、サービスについての掘り起こし作業を進めております。

現時点での、具体的な部会の内容と進捗状況について御説明いたします。恐れ入りますが、資料１の３ページ横長の表をごらんください。

見直しの対象は、大きく４つに分かれております。

１、国制度改善、いわゆるＡゾーンでございますが、大阪の成長を促進するため、国に対して制度の改善を働きかけることを目的とするものでございます。具体的には、現在、医療産業振興にかかる規制の見直し、地域再生を促す公的団体の制度検討の２つのテーマを設定しております。医療につきましては、本日医療戦略会議が設置されたところでございまして、基本的にはそちらで議論していただくことといたしまして、国、例えば規制改革会議に対して提案作業を行うに当たって、必要に応じて連携してまいりたいというふうに考えております。

２、事業者に対する規制見直し、Ｂゾーンでございますが、中小企業を初め、さまざまな事業活動が行われるに当たりまして、法令や基準など、さまざまな国、自治体の規制が活動の障害となっているという声を多々おうかがいしていたところです。こうした事業活動の支障となる規制を業種という縦軸並びに土地空間利用に関するものや、雇用労働に関するものなど、規制の種類という横軸の観点から見直した上で事業活動を促進し、操業を促し、経営を後押しできるような規制制度の改革について検討し、国への提案、条例規則などを見直しなどを通じまして、大阪の産業活性化を促進していくことなどを目的としております。具体的には、支障となる事例につきまして、コンサルタント、有識者や、広くさまざまな業種の事業者に対しましてヒアリングを実施しておりますとともに、広く事業者や団体に対してホームページを通じたアンケートを４月末までの間、実施しているところでございます。今後、事業者の皆様からいただいた具体的な支障事例などを集約し、どのように規制改革していくべきか検討をした上で、国に提案すべきものについては、国の規制改革会議や成長戦略などへ提案してまいりたいと考えております。さらに、大阪府市それぞれの条例規則についても見直しを進めております。大阪府においては、平成２１、２２年と規制条例の自己点検、特に２２年には業規制条例の見直しを行ったところでございますが、これは本年が再点検の年となっております。現在、自己点検の作業を進めております。また、大阪市も本年から自己点検を開始したところであり、事業者のヒアリングやアンケートから府市の条例規則に対しての意見が寄せられました場合、あわせてこれらを踏まえて検討し、可能なものから改善してまいりたいと考えております。

３、住民サービス改善、Ｃゾーンでございますが、図書館や博物館などの文化施設、公民館や会館などの交流施設、保健所や保育所などの福祉関連施設、あるいは区役所の窓口など、府民・市民が利用する全ての公的施設や窓口の利便性が改善するよう、開館日や利用時間、申し込み手続や職員の対応など、あらゆるサービス面の改善を徹底してまいります。既に市の施設利用者のアンケートを実施しており、また、府民・市民向けホームページによるアンケートにより、さまざまな御意見を４月末まで募集しているところでございます。今後は、アンケートでいただいた御意見を参考に課題整理、改善策の検討を行い、サービス向上につなげてまいりたいと考えております。

４、庁内ルール見直し、Ｄゾーンでございますが、府庁・市役所における支払い手続や、入札・契約事務、財産管理や組織人事など、あらゆる事務事業の効率化をこれまで以上に徹底し、事業者の利便性や住民サービスの向上にも生かしていくものでございます。本件については、３月に府市の職員に対してアンケート調査を実施し、庁内ルールの見直しなどについての提言募集を行い、現在、内容を整理・分析中でございます。このほか、４月末まで市町村に対してもアンケート調査を実施しております。今後は、アンケート結果をもとに課題整理、改善策の検討を行い、実施可能なものから順次改善してまいります。

恐れ入りますが、資料の1ページにお戻りください。

このように、これまで事務方を中心に顧問、参与のアドバイスをいただきながら、企業や住民の方のニーズ把握などの作業を進めてきているところですが、今後、国への提案を法令の見直しに結びつけるなど、具体的な成果を生み出すためには、規制サービス改革部会で検討している項目について、外部の専門家の高度かつ客観的な観点からの御議論をいただき、具体的な見直し案を取りまとめ、さらには大阪の取り組みやチャレンジを国を初め、国内外の企業などに発信し、ビジネスをするなら大阪という機運を盛り上げていくことが必要と考えております。

このため、外部委員の方から構成する大阪府市規制改革会議（仮称）を設置いたしたく存じます。この会議では地域の成長戦略や産業活性化に資する民間のチャレンジを促進できるような規制緩和・制度などの改革に向けて、府市共同で取り組む必要があることから、組織としては既存の都市魅力戦略推進会議や、本日設置されました医療戦略会議などと並び、府市統合本部に置く府市共同設置の附属機関といたしたく存じます。

設置に関する手続といたしましては、本日この場で御議論をいただき、方針を御決定いただきましたら、共同設置の附属機関条例並びに府市共同設置の規約について府市で調整、決定の上、各々5月議会に提案してまいりたいと存じております。

なお、具体的な委員の方につきましては、現在、部会でアドバイスいただいている特別顧問、参与の先生方を中心に、さまざまな規制について深い見識をお持ちの専門家の委員に御参画いただければと考えております。

説明は以上でございます。よろしく御議論のほどお願いしたいと存じます。

（山口事務局長）

ありがとうございました。それでは御議論いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

（小西副知事）

大阪府の副知事の小西でございます。

現在、既に事務方で議論を進めておるものをブラッシュアップをするという意味で、この会議をすることの意義はあろうかと思うんですが、3ページのところ先ほど説明ございましたけど、例えば、医療産業分野における規制緩和については国際総合戦略特区の中で、既に幾つもの規制緩和について国に要望しているものがございます。また、本日開かれました医療戦略会議のテーマの一つとしても挙げられているということになってますので、既に取り組んでいるもの、あるいは他の会議で検討されるものとの住み分けをしていただいて、効率的な議論を進めていただきたいなというふうに思います。

それと、種類分けでいいますと、CゾーンあるいはDゾーンで、府市自ら実施できるものについてはこの会議に諮るまでもなく、実施をできるものもあろうかと思っておりますので、そういった分野についてはどんどん実施をしていくということで取り組んでいく必要があると思っておりますので、その2点をよろしくお願いいたします。

（橋下市長）

その仕切りはもう事務レベルでやってもらえるんですね。今のルール化っていうのは。

（小西副知事）

そこはやります。

（堺屋特別顧問）

規制改革ということになりますと、発想の転換が必要なんですね。従来、日本の国がやってき

た規制っていうのは、大体、安全性と平等性ということを建前にして、それから、商業活動をいかに抑制するかという規制が多かったわけです。この発想を転換しないとなかなか規制緩和っていうのはできないんですね。それが、世界的に今、物すごい勢いで美意識が変わっている中で、日本だけが非常に頑固に工業社会の美意識を持っているんですよ。

例えば、広告ですね。今、１９８０年代までは広告を規制するのは世界的にはやりましたけども、今や広告は物すごく派手になってきているんですね。大体、この服に文字を書いた服を着るっていうのは１９７０年までなかったんです。そんなのしているのはサンドウィッチマンだけだと言われてたんですね。ところが、今やＴシャツは全部文字がついている。広告がついているんですね。

広告規制の解除は恐らく、地方自治体の段階だと思いますけども、諸外国に比べて非常におくれているし、また、東京に比べても大阪はおくれているところがあります。例えば、都バスは全部広告をつけてますけども、市バスはそうはなってないですね。

こういう美意識の転換というのを時代に即して考えていくと、こういうのがやはり自治体として一番やるべき仕事だろうと思うんです。もちろんそうすると、従来の美意識の人からは反対が出ますし、また、いろんな安全性がどうかと言う、公平性がどうかと言う人が出てくるとは思いますけれども、そこは大胆にやっていく必要があると思いますね。

やっぱりこの最近の、今は東京がオリンピックに立候補してますけども、どうやってオリンピックを選ぶんだといったら、広告の多い都市でないとだめなんだというようなことも言われるぐらいですからね。オリンピックでも昔は広告は一切禁止だったけども、最近はスキー競技などは、スキーの板の広告を見せてないと失格なんですからね。そういう変化が敏感に、日本では逆に鈍感なのがいいぞってなっておりますけども、そういう面でいろいろと商業活動の自由化というのをやっていくべきだと思います。また、最近御堂筋の高度制限が解除になりましたけども、少し緩和になりましたけども、あれも６０メートルの制限というのは非常に長い間、大阪の発展を阻害してまいりました。やっぱり世界的にどんどんと高層化を進めておりますし、それがまた美意識としても都市の繁栄になっています。

そういうさまざまな美意識にかかわる点、あるいはいわゆる行儀にかかわる点ですね。こういったものが大いに変わっていることを踏まえて、この規制緩和をやっていただきたいと思っております。

（橋下市長）

吉川先生と堺屋先生には、ぜひ僕らのある意味分身として規制について見てもらいたいんですけど、僕と松井知事はある意味、国政政党の代表と幹事長ということもあって、国政に向けて規制緩和、規制緩和と言っておきながら、じゃあ自分の足元はどうなんだっていうところを必ず問われますので、府庁も市役所も僕らが規制緩和と言っていることはしっかり受け止めてもらいたいんです。ただ、役所組織として規制する理由があるっていうのもよくわかってますので、それはいろんな理由があると思いますから、僕らが政治的に規制緩和、規制緩和と言っても、その担当者としては、いや、これはこういう理由があるからっていうのはわかるんですけど、その抽象的な理由とか、それから、今国のほうは国際先端テストということで、他国と比較をして、その規制に合理的な理由があるかの立証責任をこの役所側のほうに課するという試みをこれからスタートしようということなんですが、自治体でありますから、国際先端テストとは言いませんけども、他都市との比較をして、これ一体どうなんだと。抽象的な理由じゃなくて、また他都市と比較して、大阪府市のほうがより厳しい規制をやっているのであれば、そこに合理的な理由があるのかどうかをしっかりと説明してもらいたいんです。

なぜかと言ったら、実は株式会社の学校設置について半年以上かかって、結局事務方では結論出ずに、最後、僕と知事が引き取って、大阪府の職員と市の職員に来てもらって、要は他都市と比べて大阪府のほうが基準が厳しいっていうのを僕も知らずにずっと事務方がいろんなことを言

って、無理なんです、無理なんですってきたんですけど、大阪市のほうで調べてもらっているいろいろやったら大阪府だけが他都市に比べて厳しい基準があると。そこに合理性があるのかどうなのか問うてもちょっとよくわからない状況のままで、ただ大阪府のほうとしてはこういう基準でということですずっと半年以上かかったんじゃないですかね。でも最後、僕と知事が出てこうするって決めないと私学の基準一つですね、しかもそれも細かい建物全部専有っていう、皆さん行政マンですから御存じのとおり20年間賃借権を設定した上で、建物を全部専有しなければならないなんてことをやると、大阪市内なんか一棟借りなんてこれ不可能な話ですしね、こんな基準ほかの都市であるのかっていうことを調べていったら実はなかったと。それでも半年以上この基準を変えていこうっていう動きが全く起こらずに、最終的には年度をまたいで、もうこれは無理だと思って僕は引き上げて、大阪府と事務方と議論して最終的に決定したと。

こんなことでは規制緩和なんて、僕らが旗振っても結局役所組織自体がそういう方向に向いてもらわないと、とてもじゃないですけど僕らが全件見ていくわけにはいきませんし、特に規制改革会議の特別顧問や参与の皆さんにも見ていただきたいと思うんですけど、もうちょっと、規制する理由はもちろんあるのは僕も承知してますんで、具体的な理由かないしは他都市と比較、他の自治体と比較をして、せめて他の自治体並みには引き下げるとか、国基準並みには引き下げると、それ以上に、厳しい基準をもうけるのであれば、具体的な説得力のある理屈っていうものをもって規制っていうのも見てもらいたいなど。

やっぱりこれ組織挙げてやらないと、規制の問題とかそういうのを見つけてくるのはやっぱり組織の職員の皆さんに見てもらわないとこれはわかんないことです。僕ら規制緩和の方向で行くって旗振るのが僕らの仕事ですから、ちょっとそこは組織としてもうちょっと僕らのこの政治的な方向性っていうものを酌んで規制については各部局で見直してもらいたいなというふうに思っています。

(吉川特別参与)

吉川です。

私は主に庁内のほうの規制をヒアリングしながら見ているんですが、大体、条例という形をとらないで規則とか、あるいは内規みたいなのをつくると役所っていうのは大体そういうもんなんです、一回つくって積み重ねているうちに最初に何のためにつくっているのかわからなくなっている。何回も改定して、後任者がやっているうちに、まあこういうことだからいいんじゃないのっていうことで、結局書いてあることをそのとおりやったほうが楽だっていうそういう慣習になりがちなものなんです。そういう意味では、役所の中の一番現場の人たちがもう一回仕事を見直すっていうことと、その規制を自分がやってるものの文書そのものが長い間固まっちゃっているという状態を見出して、そこを直すっていうことだけでも随分役所の中は効率的になるし、また、見えやすくなるんだっていうのを実感してます。これはどこでもあるかと思うんですが、そういうことを一番現場からやっていくっていうことが大事だなっていう感じがしますね。

それからもう一つ、外の規制と中の規制っていうのは非常にオーバーラップ、重なってまして、規制が厳しい分野の仕事、法令だとか、厳しい分野のところの部局の人っていうのはどうしても同じように中も厳しくなるような傾向がある。そういう意味では、中の規制を見ながら外を映し出しているっていうそういう面があるので、だからA B C Dゾーンっていうのは実は別々じゃなくて、非常に関係しているという感じがいたしました。

(橋下市長)

これですから、堺屋先生と吉川参与やそのほか規制改革会議のメンバーの皆さんに、行政は組織は組織でいろんな理屈を抱えてやってますので、僕らが外の視点でこれは違うんじゃないかということを、この規制改革会議のメンバーの皆さんと部局のほうで議論をやってもらわなきゃいけないので、ちょっとそこで外部の視点で目を光らせてもらって、局の理屈と論戦してもらいた

いんですけどもね。全件ちょっと僕らが見て、全部僕らが入って判断するなんてことは不可能なので、ぜひ規制改革会議のメンバーにそこを頑張っていただきたいといいますか、お願いしたいと思ってんです。

局は局でいろんな理屈あるし、私学の基準一つとってもあれだけ時間がかかるので、もうちょっと山口さんもこの規制改革のこの話を含めて全庁に局は理由あるんでしょうけど、具体の理由化、他都市よりも厳しいものであれば具体的にその理由があるのかももう一回見てほしいと、僕らもこれは旗を振っているんで、それはちょっと組織を挙げてやってほしいということは号令かけてもらいたいんですけどもね。

（山口事務局長）

きょうの議論を踏まえまして、府市の各部局のほうに担当部局と連絡しながらしっかり方針は伝えたいというふうに考えてます。

（堺屋特別顧問）

よろしいですか。私は国のほうの規制改革をやったんですね。

それで、まず、一番大きなのはガソリンスタンドの自由化で、セルフサービスのガソリンスタンド。これは火事が起こるといって大変消防庁は大反対だったんですよ。しかし、外国ではどこでも火事が起こってないのに、何で日本だけ起こるのかと言ったら、「日本人はばかだからたばこを吸いながらやるやつがいるから、爆発するに決まってる」と、こう言ったんですが、未だに爆発しているところはございません。

その次にやったのがNTTの架線ですね、これを民間業者に使わせるというやつなんです。これは大問題で、相当私が担当大臣で法律をつくって電気通信法改正案という大法律をつくったんですが、これでNTTの持っている架線をよその会社、例えば、ソフトバンクとかKDDIが使うことになると、それを使ってもNTTの業務に支障がないというのをKDDI、ソフトバンク、使う側が証明しなきゃいけないという法律になっていたのを、断る側が証明しなきゃいけないと。立証責任を逆にしたんですね。これは人のことですから、NTTの業務に差し支えないというのを、よその会社が証明するのは不可能だったんですね。それを逆にNTTが証明しないと使わさないかんようにしたら、あっという間にふえました。そのときはこれをやっても4万本あるブロードバンドが4年間で7万本になって、料金が17%しか下がらないといった。これバグスというアメリカの代表とじゃんじゃんやりあってたんですよ、当時の郵政大臣がね。ところが、その法律をつくって4年間で4万本だったのが2千万本になって、料金が4分の1になって、日本が世界でも安いほうのところになったんですね。

それから、学校の問題ですね。東京は都心の中に大学をじゃんじゃんつくっとるんですね。渋谷に一番近い日本経済大学という大学がある。渋谷に一番近い大学っていうんで留学生がたくさん来てるような大学をつくったり、大阪はなかなか都心に学校はつくれないというようなことがあります。

むしろこういう分野じゃなしに、どういうようにしたら都市発展をするかということを積極的に見つけだして、どの法律で禁止されているのか、条例で禁止されているのか、通達で禁止されているのか、それを調べて大阪が先端的に自由化っていうか規制緩和の都市の代表例になると。今、大阪が一番規制の厳しいところだと言われているんですね。大学をつくるにしても、大阪市内は無理だよ、東京なら千代田区でもできるけどっていうのが言われているわけですよ。これをむしろ見つけだしていく。

今の広告規制でも広告自由化地域なんていうのをつくりまして、町をきれいに彩ると。そしたら、広告は汚いという人がいるんですが、自由化すれば必ずきれいな広告が残ります。評判悪い広告をつけると会社のイメージが落ちますから。そういう競争によって淘汰されるような方法をとるべきなんですよ。

これはかなりここに書かれていることと違って大きな話だろうと思うんです。都市魅力とも関係しますが、こういう規制を緩和してこういうことをやらそうっていう積極的なことを取り上げていくべきだと思うんですね。

それは必ず抵抗があります。現に規制から利益を得ている人がいるわけですし、また、規制を緩和したら悪いこともそりゃあるんでしょうけども、これはやっぱりもっとこういう分野だけでなしに、積極的に大阪の振興に貢献すべきだろうと思うんです。

今のエネルギーの問題でも、大阪府域に限りこの自己発電を売電してやるという取引所をつくって、それで売却するという。今、東京にはSPDという会社があってやっておりますけども、それで百貨店とかスーパーマーケットとかチェーンストアとかちょっとぐらい買ってますけども、買うほうも大阪では積極的にやってやるとか、そういう新産業を興すような、それぞれ内規で規制されていることを見つけだして緩和していったって、活用するような手段をつくったら非常に大阪のまちが活性化して、そこからまた経済が動き出すだろうと思うんですよ。それがまた、大阪の一つの名物になると。

昔、大阪のまちのつくった淀屋常安は初めて先物取引をつくったなんてのも、ものすごい規制緩和なんですね、あれ。だからぜひ大阪から新しい産業を興すつもりで規制緩和をやっていたいただきたいと思いますね。

（松井知事）

あと規制緩和を議論していただいて、決定して、それがやはり実際に緩和されるまでのスピード感っていうのが非常に重要だと思います。だから条例を改正するのか、規則やったら内部でできるのか。そういうのも含めて、例えば、条例改正で行くんならもう毎議会のたびにこの規制改革会議のそういう項目、こうすればこの規制はこういうふうに緩和したい。そうすれば、こういう新しい産業が育つというようなことで、これも議会の、これ最終的な同意が要る分については議会のたびとなるんで、そこはちょっと大都市局山口局長のほうでハンドリングしてもらって、議論が煮詰まって全部が出そろってやるんじゃないかってその都度、規則でやれるところはその都度。この間僕と市長で発見したところはさっきの私立学校の話、通信制の学校の話でもそうですし、発電所のアセスの問題。これも大阪だけが2万キロワットを超えるとアセスが必要というのを他都市と比べると、もう10万キロで十分じゃないかというのは規制を外しましたんで。だから、とにかく議論が進み次第というか、その都度、スピード感を持ってそこは変えていくというところが一番大事なと。

それと他の会議。きょうも朝から医療戦略会議をやってきましたけど、医療戦略会議でも規制の話は出ます。先ほど小西副知事からも話ありましたが、かぶってやっても時間がもったいないんで、そこはもう大都市局で、その話は医療戦略会議でこまで行ってるとか、そういう話は全部整理をしていただくようお願いいたします。

（橋下市長）

ちょっとしつこいんですけど、国のほうの規制会議も進まなかった理由っていうのを竹中先生やいろんな方と話をさせてもらう中で、最後実施っていいですか、決定する人がいなくて、結局その省庁の担当局のほうに任せているとやっぱりそれは規制の理由がどうしてもそこで出てきますんで、ですから、誰かが最後判定しなきゃいけないっていうところなんですけど、これは僕と知事で全部判定するわけにはいきませんから。これ規制改革会議には事務局をもうけないんですよ、あえて。この部会で進めていくので、政策企画部かうちで言うと政策企画室が関与するんですかね。とにかく、課題を上げてもらって判定をどんどんしていったらもらわないといけないっていうところがあるんですけど、そこはどかが取り上げてもらうんですかね。

（京極副市長）

部会のほうは、副知事、副市長でマネジメントしていったって、ここでも実質的にどんどん会議のほうへ上げる材料をつくっていくというスタイルをとりたいと思っていますんで、これは部門、制度改善ですと、例えば、企画部門が中心になってくると思いますし、それから、住民サービス改善であるとかDゾーンになると、やっぱりその行革担当というところが、それぞれの実質の作業部隊ですんで、それをトータルで、まず当然、参与、特別顧問の御助言はいただきますけども、副知事、副市長でマネジメントして、それで最後規制会議のほうでブラッシュアップしていただく。その中で、できるだけ実弾をつくっていくということになると考えてます。

（橋下市長）

さっきの学校設置基準の話もそうなんですけど、細かいところは僕らわからないので、担当部局のほうにこれは基準が重要なんでって言われると、そうなのかなって思ってたんですけど、20年間の賃借権と建物全部専有って話があったんですけども、国のほうの基準は子供たちの就学に影響を与えないようにっていうふうに基準が変わったので、今いる子供たちが卒業するまでですから、3年を超える、4年を超える賃借権が設定されれば就学には影響しないと。ただ、東京とか幾つかの都道府県が20年という賃借権まで求めているところは幾つかあるんですけども、でも全然求めていない都道府県もあるし、建物を全部専有しなければいけないっていう要件をもうけているのは大阪だけで、こんなことやられてしまうとワンフロアとかフロア借りをするようなことができなくて、一棟借りしなきゃいけないっていう話で、これどうなんですかねっていうのも、全部他都市比較をこっち側がやって、初めて部局のほうが詰まり出したというか、だから本来部局のほうが他都市比較を積極的にやってもらって、大阪のほうが基準が厳しいっていうのであれば、そこはこうこうこういう理由でこうですってことがあればいいんですけども、それはやっぱり繰り返しになるんですけども、この作業だけで半年以上かかっているというのが現状です。

それから、御堂筋の高さ規制の話も、これは当然大阪市の局のほうもあそこの50メートル制限、60メートルっていうのは、ある意味大阪市の何と言うんですかね、本当に変えられないという規制があったようなところだったんですけど、これはなぜ50メートルか60メートルかっていう話をしたら、いや、景観保護ですって言うんですけど、じゃあ具体的に50メートル、60メートルを守ることで、どれだけ市民が景観保護になっているって理解してもらっているのか、あそこの景観わずか1.1キロの間でどれだけあの魅力を感じて、人・物・金が集まってきているのかっていう話をしたら、そういうものも何もなくて、まあとにかく景観保護だと。で、景観保護だと言っておきながら、淀屋橋と本町のところセントレジスも含めて、あそこは規制緩和やっても高いビルが建って、一体、1キロもないあそこの高さを50メートル60メートルにすることによって、どういう景観保護で、どれだけ市民が魅力を感じているのかっていうところは、どうなんですかっていうことを突っ込むと、そこがないという話になってくるわけで。

こんなやりとりをずっとやってきているところありますから、繰り返しになりますけど、理由があれば、もうそれは当然行政としては規制するのは当たり前なんですけども、せめて国基準とか他都市並み、そこまではそれ以上に厳しくするっていうことはしない。するんだったら大阪独自の、大阪特有の事情をきちんともって他都市よりも厳しくするということをしっかり部局がやっぱり他都市はどうなんだろうとか、今までは景観保護と言っているけども、一体景観保護といっても本当にそれになっているのか、それで市民がすごいそれを感じ取っているのかということまで突っ込んで規制する側のほうで意識を持ってもらいたいなと。そこをやはり副知事や副市長のほうで旗振ってもらって、僕らの感覚と同じような感覚でちょっと規制改革会議の中で玉を出してもらいたいんですけどね。

(山口事務局長)

済みません、いろいろ先生方からも従来の発想を変えて、都市の発展ができるような、そういう視点でやってはどうかとか、あるいは市長からも他都市比較した合理性というような御指摘もいただきましたんで、こういうことを踏まえて5月議会に附属機関として、この規制改革会議の議案を出していくということで、御確認いただいてよろしいでしょうか。

(堺屋特別顧問)

よろしいですか。規制改革は今、大変全国的に問題になっているんですね。各都道府県からいろいろと全国一律の規制を見直せという意見が出ています。

例えば、東京都からは待機児童を減らす。保育園の1人当たり3.3平米を全国一律ではなしに、東京都のようなところはゆるめてくれというようなことが出ています。沖縄県からは、教室は東南から光が入らないようにしろと。というのは、北の国では暖かくていいけども、沖縄県では暑くてしょうがないというので、改めてくれというのが出ております。これはもう随分長く出ているんですね。それから、岐阜県からは国道の2車線。これを山間部を通り抜けるときにのり面を大きく削って2車線にしなきゃいけないんですね、国道になると。それを一部の区間は1車線でところどころに待機場をつくればいいようにしろというのが出ております。もうたくさん出ているんですね。

国に対して要望するものもあっていいし、それから、独自に変えられるもので全国一律に合わせて警察庁とか高速道路公団なんかがつくってるのがあるんですね。例えば、外国の高速道路の下には看板がついておりますけども、日本の高速道路はなぜか看板つけてはいけないというのがあったんですね。だから、上海や北京に行ったら高速道路の下ががらがんきれいになってますけど、日本は道路交通施設には何々をつけちゃいけないとか、そういう規則があつてないんですね。そういうのを、例えば、阪神高速道路公団だけはええことにするとか、積極的に働きかけて大阪の名物をつくるつもりで規制緩和をするというようなやり方を考えたらいいと思うんですよ。

それから、今の学校の問題なんか特にそうなんですけどね。やっぱり都心だから留学生が来て、アルバイトしながら学べるという利便もありまして、そういうような学校を自由化する、病院を自由化する、託児所を自由化するっていうような、できるだけ国の法律で決まっているのを抜ける道を探すぐらいのことで考えていったらいいと思うんですよ。それで、やっぱり大阪なら実験ができるという進取の気性を取り入れないといけませんと思います。

ここに挙がってることだけじゃなしに、むしろ市民からというかいろんな人からそういう要望を聞いて、事業者はそういうこと言うと仕返しを受けるという心配があるんですね。江戸長崎っていうんですけども、江戸の敵を長崎で討たれるから事業者は言えなくなっている。国の役所は江戸長崎をすぐやりますけども、市民の要望をこの規制会議で見出して、あるいは吸い上げて、積極的な政策をとって、大阪ならできるっていう神話を、伝説をつくりたいと思うんですよ。それぐらいの覚悟でやってもらいたいと思います。

(山口事務局長)

ありがとうございました。

知事。

(松井知事)

今、顧問、参与の先生からもいろいろ意見がありまして、この規制改革会議、5月議会で、まず正式な会議体に、議会の御議決をいただくという方向で府市ともに、これ議会对策もありますから、よろしくお願いしますと思います。

(山口事務局長)

ありがとうございました。

以上で、本日予定されている議題は以上でございますが.....

(橋下市長)

1点だけ確認でいいですか。

法律で、法人統合とかできる法律が改正になったということなんですけど、これからなるということなんですけども、あれによって具体的な行程表とかスケジュールは変わるんですか。もうそのままだ、もうこれは現場サイドの意見で進めなきゃいけないと思ってるんですか。

(山口事務局長)

現在、我々のほうで一応対象になる大学病院、府立産業技術総合研究所、市立工業研究所と調整をしてますけども、今回の法律で合併に関する規定が新たにできるんですけれども、施行が26年4月1日ということが予定されています。当然これ施行されないと、当然議会の議決を経て国への申請ができないということになるので、逆算すると幾ら早くても26年の5月議会とか9月議会に提案するというような作業になるんで、今まで想定していた27年4月よりも理論上は年度途中でやれるということになるんですが、ただ、年度途中でやるということになるというんな障害が出てくると。例えば、いろんな予算の話、お金の話であるとか、人の異動の話であるとか。こういういろいろ、もろもろのことがあるので、我々としては今のところ作業としては早く進められるということなんですけれども、できれば当初の方針どおり27年4月というのを目指して、法人統合というのを進めていきたいというふうに考えております。

それでは、本日はこれをもって20回目の府市統合本部会議を終了させていただきたいと思えます。本日はお疲れさまでした。どうもありがとうございました。